



国保だより

加入者みんな健康を支え合う国民健康保険

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険などに加入していない74歳までの人が、病気やけがをしたとき、安心して医療を受けるための医療保険制度です。

●今月1日からは、

新しい保険証の使用を

今月1日から、国保の保険証が新しくなります。医療機関などで受診する場合は、必ず新しい保険証を提示してください。有効期限は来年9月30日です。



▲新しい保険証(見本)

ただし、表1に当てはまる人は、有効期限が異なります。それぞれ有効期

表1

対象	有効期限
75歳になる人	誕生日の前日
65歳になる退職被保険者本人とその被扶養者	退職被保険者本人の誕生日の末日(1日が誕生日の場合は前月の末日)

限が切れる前に、新しい保険証を送付します。

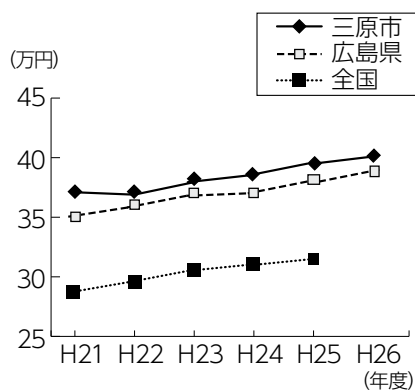
●資格に異動があったときは手続きを

国保以外の健康保険に加入したときや、市外へ転出するときは、手続きが必要ですが、

国保の保険証、新しい保険証(他の保険に加入の場合)、印鑑を持って届け出をしてください。

職場などの健康保険をやめて国保に加入するときは、保険をやめた証明書(資格喪失証明書)と印鑑、運転免許証

図1 国保1人当たりの年間医療費の推移



市では、全国や県の平均と比べて多くの医療費がかかっています(図1)。年々増加する医療費を少しでも低く抑えるために、できることから取り組んでいきましょう。

●全国平均を大幅に上回る医療費

などの身分証明書を留意して届け出をしてください。
届出先 市民課(市役所本庁1階2番窓口)、各支所地域振興課

●みんなのできる

医療費の削減

- ・病気の予防と早期発見・早期治療のため、定期的に健診やがん検診を受けましょう
- ・ジェネリック医薬品を利用しましょう
- ・同じ病気で複数の病院に何度もかかるのはやめましょう
- ・薬のもらい過ぎに注意しましょう

ジェネリック医薬品 希望シールの利用について

国保では、ジェネリック(後発)医薬品に切り替え、医療費(自己負担)の削減額が大きい人に通知しています。

新しい保険証に「ジェネリック医薬品希望シール」を同封しています。保険証やお薬手帳の余白部分に貼って利用してください。

問 保険医療課
☎ 0848・676050



通学する小・中学校が選べます

来年度の新生が対象

隣接校選択制度

隣接校選択制度を利用すれば、住所で決まっている学校だけではなく、隣接している学校にも入学できます。自

宅から近い学校や特色のある教育を行っている学校など、希望する隣接校に通学することができます。対象 来年度、小・中学校に入学する人

申し込み 11月2日(月)～9日(月)
(消印有効)に、持参または郵送で申請書(学校教育課、各幼稚園・保育所・小学校に用意)を学校教育課へ
※申し込み多数の場合、11月30日(月)に公開抽選を行います。
※転居などの場合を除き、卒業まで学校を変えることはできません。
※船木小・北方小・南方小は来年4月に統合し、現在の南方小学校地に本郷西

小学校として開校します。
※各学校の授業などを見学できる公開研究会を実施します。学校公開は随時行なっています。詳しくは各学校へ問い合わせてください。

☎ 学校教育課(城町庁舎2階) 〒723-0014
城町二丁目2番1号
☎ 0848-67-6154

【小学校】

入学を希望する学校	定員	申請できる隣接校	公開研究会の日程
三原小	30人	糸崎小、中之町小、西小、南小、久井小	1月19日(火)
糸崎小	10人	三原小、木原小	10月9日(金)
木原小	30人	糸崎小	1月28日(木)
中之町小	15人	三原小、深小	10月8日(木)
西小	25人	三原小、南小、沼田小	10月7日(水)
田野浦小	15人	南小	10月1日(木)
須波小	20人	幸崎小	10月30日(金) 2月10日(水)
深小	20人	中之町小	
南小	10人	三原小、西小、田野浦小、久井小	11月27日(金)
沼田小	20人	西小、沼北小	
沼北小	15人	沼田小、本郷小	10月23日(金)
沼田東小	25人	沼田西小、小泉小	10月5日(月)
沼田西小	15人	沼田東小、小泉小、本郷小、本郷西小	10月8日(木)
小泉小	10人	沼田東小、沼田西小	2月4日(木)
幸崎小	10人	須波小	10月9日(金)
鷺浦小			10月8日(木)
船木小			11月19日(木)
本郷小	5人	沼北小、沼田西小、本郷西小	10月2日(金)
北方小			10月23日(金)
南方小			10月8日(木)
本郷西小	30人	沼田西小、本郷小、大和小	
久井小	25人	三原小、南小、大和小	11月20日(金)
大和小	30人	本郷西小、久井小	10月2日(金)

【中学校】

入学を希望する学校	定員	申請できる隣接校	公開研究会の日程
第一中	20人	第二中	10月8日(木)
第二中	20人	第一中、第三中	10月8日(木)
第三中	30人	第二中、宮浦中、久井中	
第四中	15人	幸崎中	
第五中	10人	宮浦中、本郷中	
幸崎中	25人	第四中	11月11日(水)
宮浦中	10人	第三中、第五中	10月7日(水)
本郷中	30人	第五中、久井中、大和中	
久井中	10人	第三中、本郷中、大和中	11月20日(金)
大和中	30人	本郷中、久井中	11月13日(金)

人口ビジョン・総合戦略のパブリックコメント(市民意見公募)

意見を募集する計画 ①三原市人口ビジョン②三原市総合戦略

計画の概要 ①市の人口の現状分析と将来の展望など
②人口の減少傾向に歯止めをかけるために、今後5年間で実施する具体的な事業など

計画の公表と意見の提出期間 20日(火)まで

計画の公表場所 経営企画課、各支所、情報公開コーナー(市役所本庁3階)、市ホームページ

意見を提出できる人 市内在住・在勤・在学の人、または事業所がある個人・法人

意見の提出方法 持参、郵送、ファクスまたはEメールで意見書(各公表場所、市ホームページに用意)を経営企画課(〒723-8601港町三丁目5番1号☎0848-67-6270FAX0848-64-7101✉keieikikaku@city.mihara.hiroshima.jp)、または各支所へ

※意見に対する個別の回答は行いません。市ホームページなどで、提出された意見と市の考え方をまとめて公表します。

☎経営企画課(市役所本庁3階)
☎0848-67-6270



マイナンバー(社会保障・税番号)制度が始まります③

①11月中旬から通知カードを順次送付

通知カードは紙製のカードで、マイナンバー(個人番号)をお知らせするものです。住民票の住所へ世帯員分を世帯主宛ての簡易書留で送付します。※通知カードは転送されません。住んでいる住所と住民票の住所が異なる人は、住民票を異動する手続きをしてください。

②希望者に個人番号カードを交付

個人番号カードは希望する人に交付するプラスチック製のICチップ付きカードで、券面にマイナンバーなどのほか、本人の顔写真が表示されます。通知カードに同封してある申請書などで申請すると、来年1月から順次受け取ることができます。

③マイナンバーでもっと便利に

マイナンバーは来年1月から、社会保障や税、災害対策などの行政手続きで利用できます。マイナンバーは一生使うものです。大切に保管してください。

☎市民課 ☎0848-67-6047

10月は浄化槽月間です 浄化槽法定検査を必ず受けましょう

浄化槽は、正しく使用しないと悪臭や環境汚染の原因になります。機能を正常に保つため、浄化槽を管理(設置)している人は、法律で次のことが義務付けられています。

①保守点検

浄化槽を良好な状態に保ち、正しく機能させるためには、定期的な保守点検が必要です。県の登録を受けた事業者で保守点検を受けてください。

②清掃

浄化槽は、毎年1回(全ばつ気方式は、半年に1回以上)の清掃が必要です。市の許可を受けた事業者に清掃を依頼してください。

※点検と清掃は定められた回数以上を行い、記録を3年間保存してください。
※点検と清掃の回数は、浄化槽で異なります。詳しくはお問い合わせください。

③法定検査

浄化槽が正しく機能し、汚水が浄化されているか確認するため、県が指定した機関で表1のとおり検査を受けてください。

※検査員は身分証明書を携行しています。指定検査機関を装った詐欺に注意してください。

浄化槽を設置・廃止したときの手続き
浄化槽を設置・廃止・管理者を変更したときは、生活環境課で手続きをしてください。建築確認申請を伴う設置の場合は、建築確認申請の受付窓口で手続きをしてください。

小型浄化槽設置補助の手続き

公共下水道の事業区域などを除く地域に小型浄化槽を設置する場合、人槽などの条件に応じて設置費の一部を補助します。詳しくはお問い合わせください。

表1

検査	対象	検査頻度	指定検査機関
7条検査(設置後の検査)	全ての新設浄化槽	初回のみ	公益社団法人 広島県環境保全センター (☎082-849-6411)
11条検査(定期検査)	11人槽以上	年に1回	
	10人槽以下	5年に1回	公益社団法人 広島県浄化槽維持管理協会 (☎082-546-2168)

大和地域には、浄化槽を設置する制度があるので、大和支所地域振興課(☎0847-330229)までお問い合わせください。

☎生活環境課
☎0848-67-6168